

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 富士川流域の減災に係る取組方針

平成28年8月29日 策定

(平成29年4月25日 改訂)

(平成30年4月24日 改訂)

(平成31年4月25日 改訂)

富士川流域における減災対策協議会

韮崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、南部町、富士宮市、富士市、静岡市、山梨県防災危機管理課、治水課、砂防課、静岡県交通基盤部河川砂防局、富士土木事務所、静岡土木事務所、気象庁甲府地方气象台、静岡地方气象台、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、中部地方整備局富士砂防事務所

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のあり方について～社会意識の改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

富士川流域においては、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として取組を行うこととし、地域住民の安全安心を担う沿川の韮崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、南部町、富士宮市、富士市、静岡市、山梨県、静岡県、気象庁、国土交通省で構成される「富士川流域における減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年 4 月 27 日に設立した。

本協議会では、富士川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、以下の水害リスクを抽出した。

- 天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- 天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- 急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- 大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある
- 甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- 中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、各ブロック毎の対応が必要
- 下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

この水害リスクに対し、本協議会においては、『土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、平成 32 年度までに各構成員が連携して取組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、以下のような取組をとりまとめた。

- ハード対策として、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防・護岸整備などの実施、避難行動等に資する水位計等の整備、水防活動を迅速に行うための河川防災ステーションの整備、防災行政無線の改良など

■ソフト対策として、円滑かつ迅速な避難行動等に資するためのチェックリストやタイムラインの作成及び訓練の実施、広域避難計画の策定と支援システムの更新、水防団（消防団）等との重要水防箇所との共同点検、要配慮者利用施設等と連携した避難計画の作成及び訓練の促進、排水ポンプ車等の運用・配置シミュレーション訓練、排水機能を確保するための霞堤の保全など

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第9条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
韮崎市	市長
甲斐市	市長
南アルプス市	市長
昭和町	町長
中央市	市長
市川三郷町	町長
富士川町	町長
甲州市	市長
山梨市	市長
笛吹市	市長
甲府市	市長
身延町	町長
南部町	町長
富士宮市	市長
富士市	市長
静岡市	市長
山梨県	
防災局	次長
治水課	課長
砂防課	課長
静岡県	
交通基盤部河川砂防局	局長
富士土木事務所	事務所長
静岡土木事務所	事務所長
気象庁	
甲府地方气象台	台長
静岡地方气象台	台長
国土交通省 関東地方整備局	
甲府河川国道事務所	事務所長
富士川砂防事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局	
富士砂防事務所	事務所長

3. 富士川の概要と水害リスク

(1) 地形的特徴

富士川は、以下の地形的特徴を有している。

- ①富士川は、糸魚川・静岡構造線が縦断し土砂生産量が多く、出水時の土砂流出が多いことから、流れが集まる甲府盆地では土砂が堆積し、天井川となっている
- ②平均河床勾配が 1/240 と典型的な急流河川である
- ③甲府盆地は、お椀の底のような低平地形となっている
- ④中流部は、山間を蛇行して流下する
- ⑤下流部には、加島平野が広がっている

(2) 過去の被害状況と河川改修状況

過去の洪水被害としては、富士川では清水端地点における戦後最大流量 6,800m³/s(推定)を記録した昭和 57 年 8 月洪水で死者 7 名、家屋浸水 1,155 戸、笛吹川では昭和 34 年 8 月洪水で死者・行方不明 90 名、家屋浸水 14,495 戸の甚大な被害が発生している。

※出典:昭和 34 年洪水(高水速報)、昭和 57 年洪水(水害統計)

近年では、平成 3 年 9 月洪水に富士川中流部において内水氾濫による被害、平成 15 年、平成 23 年には堤防に達する河岸侵食が発生している。

これらの被害を受け、平成 18 年には「富士川水系河川整備計画」が策定され、浸水防止対策(築堤)、河岸侵食対策(護岸整備)、広域防災対策(防災ステーション)等が進められている。

(3) 富士川流域の社会経済等の状況

富士川流域の人口や資産は、甲府盆地周辺や加島平野に集中している。

また、交通網は首都圏と中部圏の産業を結ぶ動脈として整備が進められ、甲府盆地には JR 中央本線、中央自動車道、国道 20 号等が、加島平野には JR 東海道新幹線及び東海道本線、東名高速道路、国道 1 号等が整備されている。更に、防災拠点となる市役所をはじめ消防署も多数あり、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

(4) 水害リスク

富士川流域で想定される水害リスクは、以下のとおりである。

- ①天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- ②天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- ③急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- ④大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある

- ⑤甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- ⑥中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、各ブロック毎の対応が必要
- ⑦下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

4. 現状の取組状況

富士川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。(別紙-1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング (a)	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する洪水予報を河川管理者と気象台が共同で発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている	
	○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、河川管理者から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている	
避難勧告等の発令基準 (b)	○水位周知河川について特別警戒水位到達情報を河川管理者が発表している	
	●河川管理者の発表・公表している情報が、自治体や住民といった受け手側にはわかりにくく、適切な行動に結びつかないことが懸念される	1)
	●雨量・水位等の予測精度のさらなる向上が望まれる	2)
	○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している	
	○河川管理者と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている	
	○確実に避難勧告等の判断を行うためのツールとして、チェックリスト、タイムラインの作成を行っている	
	●自治体によっては、避難勧告等の発令に関する具体的な数値基準、対象区域が決まっていないところがあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている	3)
	●漏水などの被災情報を早期に入手する必要がある	4)
	●自治体によっては、河川水位情報が公開されていない	5)
	●発令基準策定に向けては、専門家などの支援が必要である	6)
	●雨量・水位等の予測精度のさらなる向上が望まれる	7)
	●避難勧告等の情報伝達が自主防災組織・水防団等に十分になされていないことが懸念される	8)
	●洪水時には、土砂災害、内水氾濫等も発生すると想定されるため、発令基準や範囲が混在する	9)
	●住民に危機感が伝わるような情報となっていないことが懸念される	10)

避難場所・避難経路 (c)	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している	
	○河川管理者は、自治体が作成する洪水ハザードマップの作成支援を行っている	
	●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切にできないことが懸念される 避難を決断した際には内水等で既に周辺が危険になっていて円滑に避難できない場合や、避難中の被災が懸念される	11)
	●現行のハザードマップには安全確保行動(水平・垂直避難、広域避難等)に関する情報の記載がないため、住民が適切に避難できないことが懸念される	12)
住民等への情報伝達の体制や方法 (d)	●堤防が決壊した場合等に想定される浸水域、浸水深などの避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民には十分に認知されていない懸念がある	13)
	●想定最大規模洪水や土砂災害を考慮したハザードマップになっていない	14)
	○雨量、水位等の情報をホームページ、SNS、NHK・CATV のデータ放送、防災行政無線などにより伝達している	
	●ホームページ、SNS 等の情報は、高齢者等要配慮者など一部の住民には伝わらないことが懸念される	15)
避難誘導體制 (e)	●複数ルートによる情報伝達方法が確立されていない	16)
	●住民に危険性や切迫感を伝えられず、避難行動に結びついていないことが懸念される	17)
	●防災行政無線など屋外への放送手段が不足している	18)
	○避難誘導は、市職員、警察、水防団(消防団)が実施している	
	●市職員、警察、水防団(消防団)にて誘導しているが、人員は不足している	19)
	●要配慮者等に対する避難誘導支援が望まれる	20)
	●避難誘導體制が不十分である	21)

平時からの住民等 への周知・教育・訓練 (f)	○ハザードマップ等の防災情報の配布、防災訓練、出前講座などを実施している ○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している	
	●ハザードマップ等の防災情報が認知されていない懸念がある 市町村の避難情報が発令され、ハザードマップ等の土地のリスク情報も周知されていても、一部では、その重要性や意味が十分に理解されず、切迫感が伝わっていない等の理由から、避難行動を決断できない住民が存在し、高齢者を中心に人命被害が発生する懸念がある	22)
	●自治体によっては、水害に対する避難訓練が実施されていない	23)
	●住民への防災気象情報の周知・教育は出前講座だけでは不十分なおそれがある	24)
	●出前講座を行う人員が不足し、十分な周知、教育が行われていない懸念がある	25)
	●自主防災会役員の任期が短期間のため、周知・教育・訓練が不十分であるおそれがある	26)

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
河川水位等に係る 情報提供 (g)	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に則して「水防警報」を発令している ○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している ○市町の水防本部より水防団(消防団)に防災無線や消防無線、防災メール等で連絡している	
	●インターネット、携帯電話、スマートフォンを利用しない高齢者等要配慮者に情報が伝わっていない懸念がある	27)
	●情報伝達機器が不足し、水防団(消防団)への連絡に時間を要している	28)
	●防災情報が住民に認知されていないおそれがある	29)
	●防災行政無線など屋外への放送手段が不足している	30)
	●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、危険箇所の特定制・共有が難しい	31)

河川の巡視 (h)	＜事前の巡視＞ ○自治体、水防団(消防団)などと重要水防箇所の合同巡視を実施している	
	●重要水防箇所について、県、市町の職員、水防団(消防団)への周知が不十分であることが懸念される	32)
	＜出水時の巡視＞ ○出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している	
	●河川によっては、洪水時の「浸透」「侵食」に関する監視体制が不十分であることが懸念される ●水防団(消防団)等や巡視の人員が不足している	33) 34)
水防資機材の整備状況 (j)	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、防災ステーションなどに用意している	
	●資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある	35)
水防活動の担い手不足 (k)	○水防巡視等の水防活動を行う水防団(消防団)が避難誘導等の任務も担っている	
	●水防団(消防団)が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができないおそれがある	36)
	●水防活動を担う水防団(消防団)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される	37)
	●水防団(消防団)と自主防災組織の連携が十分図られていない	38)
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 (m)	○水防計画または防災計画の初動規定(マニュアル)に基づき対応を行っている	
	○一部自治体では、浸水想定に対応した庁舎の建設を行っている。また、庁舎が浸水区域に含まれることから、各支所へ機能を移転する計画を持っている自治体もある	
	●庁舎1階部分に自家発電施設やサーバー室などがあり、大規模水害時には機能の低下・停止が懸念される	39)
	●水害時には機能移転を行うが、大規模氾濫により移動経路が浸水する場合には、機能の低下・停止が懸念される	40)

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
排水施設、排水資 機材の操作・運用 (n)	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している	
	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した出動態勢を確保している	
	○自治体が管理する排水施設は、市職員もしくは水防団(消防団)等に委託して管理・操作を行っている	
	●決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場、水門、樋門等の操作・運転状況に関わる情報を共有する仕組みが無い。 一定規模の豪雨に対しては、下水道、ポンプ施設等の様々な施設によって地域の安全が確保されているが、その能力を超過した豪雨が発生する場合には、被害が発生することが十分に住民に理解されていない。また、あらかじめそのような状況になった場合の土地のリスク情報やリアルタイムの施設の操作情報なども住民に周知されておらず、住民の切迫感につながらない懸念がある	41)
●出水時は複数の災害現場に対応する必要があるため、樋門等の操作ができる人員が不足するおそれがある	42)	
●資機材の調達方法、ルートが確立が十分ではない	43)	
●大規模浸水では、排水施設、排水資機材の不足が懸念される	44)	

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)	
堤防等河川管理施設 の現状の整備状況 (p)	○流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備を行っている	
	○河川防災ステーションの整備を行っている	
	●堤防高が十分でない河川では、越水の高さが高く、逃げ遅れが懸念される	45)
●中小河川の監視機器が十分整備されていない	46)	

※各項目の課題●の片括弧数字は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用の強化

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙-2参照)

(1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 避難:円滑かつ迅速な避難のための取組

取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
◆逃げ遅れゼロに向けた実施機関の協働・支援等	a,b,c,e,f,g		
・河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び支援	3),31)	引き続き実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町
・河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインを活用した訓練・見直し及び支援	3),31)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町
・洪水対応情報伝達演習	1),8)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16市町
・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	12),13),14)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県
・「避難判断基準等検討支援システム」の構築	11),31)	実施済み	国土交通省
・「避難判断基準等検討支援システム」の更新・活用	11),31)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 15市町
・家屋倒壊等氾濫想定区域の自治会を対象とした防災研修会の実施	12),22)	平成28年度から順次実施	国土交通省 気象庁 16市町
・想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知	11),12),13),14), 22)	平成28年度から順次実施	16市町

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成支援 ・地域減災ハザードマップ作成事業の実施 ・広域避難に関する調整、避難経路の検討及び支援 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 	<p>14)</p> <p>22)</p> <p>11)</p> <p>20)</p>	<p>引き続き実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p>	<p>国土交通省 山梨県 静岡県</p> <p>14 市町</p> <p>国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 15 市町</p> <p>16 市町</p>
<p>◆防災・気象情報等の配信方法の充実・精度向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「富士川水系情報提供システム」による河川情報の提供 ・危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する富士川水系情報提供システム表示の整備 ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改良 ・PC,スマートフォン等で河川画像を配信、SNSを利用した防災・気象情報の配信 ・洪水予測システムの精度向上 ・洪水予報文の改良 	<p>a,b,d,g,p</p> <p>1),4),5),6),9), 10),17),28),29), 31),46)</p> <p>1),4),5),6),9), 10),17),28),29), 31),46)</p> <p>1),10),17),29)</p> <p>1),5),10),16), 17),28),29)</p> <p>2),7)</p> <p>1),10),17),29)</p>	<p>引き続き実施</p> <p>実施済み</p> <p>平成 29 年度</p> <p>順次実施</p> <p>引き続き実施 平成 28 年度</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>気象庁</p> <p>国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16 市町</p> <p>国土交通省 国土交通省 気象庁 山梨県</p>
<p>◆セミナー・防災教育・訓練、計画策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急行動トップセミナーの開催 ・避難情報に関する意見交換会 ・小中学生等を対象とした水災害教育の実施 ・出前講座を活用した講習会の実施 ・洪水時の庁舎等の機能確保(行動・伝達等)のための対策 	<p>a,c,f,m,g</p> <p>1)</p> <p>1),22),23),24)</p> <p>13),22),24),25)</p> <p>39),40)</p>	<p>引き続き実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p> <p>順次実施</p>	<p>国土交通省 15 市町</p> <p>16 市町</p> <p>国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16 市町</p> <p>国土交通省 11 市町</p>

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
・業務継続計画の策定	39),40)	順次実施	国土交通省 山梨県 14 市町
・総合土砂管理計画の策定	14),45)	平成 32 年度	国土交通省

②水防:的確な水防活動のための取組

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆点検強化 ・重要水防箇所の見直し	c,f,g,h,k 31),32),33)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県
・防災計画に基づく水防資機材の配備	35)	順次実施	山梨県 13 市町
・共同点検の実施	13),23)	順次実施	国土交通省 14 市町
・水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施	32),33)	順次実施	国土交通省 気象庁 山梨県 静岡県 16 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	37),38)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 16 市町
◆体制確保 ・災害時巡視システムによる被災情報の共有 ・水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進 ・自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	b,e,f,g,h,k 4),8),28),33),34) 19),36) 21),26),34),36)	順次実施 順次実施 順次実施	14 市町 16 市町 気象庁 山梨県 静岡県 16 市町

③排水：氾濫水の排水、浸水被害軽減等に関する取組

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆実践強化 ・排水機場、樋門、水門の操作情報の共有。 内水排除施設及び排水ポンプ車の運用・配置シミュレーション訓練	k,n 41),42)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 12 市町
・排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施	37),42)	順次実施	国土交通省 山梨県 静岡県 10 市町
・水防団(消防団)によるポンプ操作訓練の実施	37),42)	順次実施	14 市町
◆機能保全 ・氾濫水を河道に戻す、排水機能を確保するための霞堤の機能保全	n 44)	引き続き実施	国土交通省

(2)ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

基盤：河川管理施設等の整備等に関する事項(基盤等ハード整備に関する事項)

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆堤防及び諸施設の整備・機能確保等	c,j,m,n,p		
・流下能力対策としての築堤・護岸の整備	45)	引き続き実施	国土交通省 山梨県 静岡県
・浸食洗堀対策としての築堤・護岸の整備	45)	引き続き実施	国土交通省
・当面堤防整備が出来ない区間の堤防天端の保護(危機管理型ハード対策)	45)	平成 29 年度	国土交通省
・当面堤防整備が出来ない区間の裏法尻の補強(危機管理型ハード対策)	45)	平成 32 年度	国土交通省
・避難場所として活用できる堤防整備(宇坪地区、富士川地区)	11),45)	平成 29 年度	国土交通省
・水防活動で必要な緊急用資機材の備蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための防災ステーションの整備(木島地区)	35),43)	平成 32 年度	国土交通省
・排水機場の改修(機能保全)	44)	順次実施	国土交通省 4 市町
・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策(ハード対策)の充実	39),40)	順次実施	12 市町
◆情報伝達等に係る機器等の整備	a,b,c,d,g,p		
・危険度の的確な把握及び自治体の避難判断に資する簡易水位計/危機管理型水位計の設置	1),4),5),6),9), 10),17),28),29), 31),46)	順次実施	国土交通省 4 市町
・避難場所の災害種別の表示の整備	11)	順次実施	16 市町
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の整備	15),16),18),27), 30)	順次実施	16 市町

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。